

令和 4 年

第 1 回西秋川衛生組合議会定例会

会 議 録

令和 4 年 2 月

西 秋 川 衛 生 組 合

令和4年第1回西秋川衛生組合議会 定 例 会

2月15日（火曜日）

出席議員（12名）

1 番 合川 哲夫議員	2 番 窪島 成一議員
3 番 関口えり子議員	5 番 大久保昌代議員
6 番 臼井 建議員	7 番 川脇 敏徳議員
9 番 濱中 直樹議員	10番 野村 雅巳議員
11番 松村 哲朗議員	12番 木村 圭議員
13番 宮野 亨議員	14番 森田 紀子議員

欠席議員（1名）

8 番 大澤 弘子議員

出席説明員

管 理 者	村木 英幸君
副管理者	田村みさ子君
副管理者	坂本 義次君
副管理者	師岡 伸公君
あきる野市環境経済部生活環境課長	小澤 和弘君
日の出町生活安全安心課長	坂井 岳君
檜原村産業環境課長	小林 泰夫君
奥多摩町環境整備課長	坂村 孝成君

事務局出席説明員

事務局長	森田 昭君
事務局次長	内倉 厚君
庶務係長	乙訓 茂君

令和4年第1回西秋川衛生組合議会定例会議事日程

令和4年2月15日（火）午後2時00分開議

日 程	番 号	件 名
日程第 1		議席の指定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		副議長の選挙
日程第 6	専決第1号	専決処分した西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
日程第 7	議案第1号	西秋川衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8	議案第2号	西秋川衛生組合施設運営基金条例の一部を改正する条例
日程第 9	議案第3号	財産の処分について
日程第10	議案第4号	令和3年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更について
日程第11	議案第5号	令和3年度西秋川衛生組合会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第6号	令和4年度西秋川衛生組合構成市町村負担金について
日程第13	議案第7号	令和4年度西秋川衛生組合会計予算

午後1時57分 開会・開議

○議長（合川 哲夫議員） 皆さん、こんにちは。令和4年第1回西秋川衛生組合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

早いもので立春も過ぎまして、次第に春めいた感じがいたします。そんな中、構成市町村の正副管理者はじめ議員の皆様方には公私ともに大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。今年も、議事運営につきましては特段の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症につきましては、新たにオミクロン株が確認されるなど、今年に入り全国的に感染者が急増しております。東京都をはじめ全国各地でまん延防止等重点措置が実施される事態が発生しております。本定例会におきましても、感染拡大の防止の観点から窓及び出入口を開放し換気を行いますので、御了承願います。

また、マスクの着用につきましても御協力をお願いいたします。

さて、本日の定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど管理者から説明がございますが、議員各位におかれましては、円滑に議事が進められるよう、御審議いただきたくお願い申し上げます。

次に、奥多摩町議会において西秋川衛生組合議会議員の改選が行われ、木村圭議員、宮野亨議員、森田紀子議員の3人が選出されましたので、ここで自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、木村議員より順次お願いいたします。

○12番（木村 圭議員） 奥多摩町議会の木村です。よろしくお願い致します。

○13番（宮野 亨議員） 奥多摩町議会、宮野亨でございます。よろしくお願いいたします。

○14番（森田 紀子議員） 奥多摩町議会、森田紀子です。よろしくお願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） ありがとうございました。

本日、大澤議員より欠席届がありました。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでありますので、朗読は省略いたします。

_____ ◇ _____

○議長（合川 哲夫議員） それでは、日程第1、議席の指定を行います。

奥多摩町議会より選出されました3人の議員の議席については、西秋川衛生組合議会会議規則第3条第1項の規定により、木村圭議員を12番、宮野亨議員を13番、森田紀子議員を14番に指定いたします。

_____ ◇ _____

○議長（合川 哲夫議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、西秋川衛生組合議会会議規則第79条の規定により、議長において、6番臼井建議員、7番川脇敏徳議員を指名いたします。

_____ ◇ _____

○議長（合川 哲夫議員） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

_____ ◇ _____

○議長（合川 哲夫議員） 日程第4、諸般の報告をいたします。

議長としての報告を行います。

管理者から付議された案件は、専決1件、議案第1号から議案第7号までの7件でございます。

また、関係議案の資料につきましても、配付のとおりであります。

_____ ◇ _____

○議長（合川 哲夫議員） 次に、管理者から発言の申出がありますので、許可いたします。管理者。

○管理者（村木 英幸君） 令和4年第1回西秋川衛生組合議会定例会が開催されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

暦の上では春ですが、まだまだ冷え込みの厳しい日が続いております。議員の皆様方におかれましては、御多忙の中、本定例会に御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、新たに御就任されました奥多摩町選出の議員の皆様方には、今後とも当組合圏域の住民のために御指導、御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症の状況につきましては、新たな変異株、オミクロン株が確認され、東京都を含む全国各地でまん延防止等重点措置が実施されるなど、今後も一層警戒心を持って状況を注視しつつ、感染拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

本日の案件でございますが、職員の給与に関する条例改正の報告及び承認並びに令和4年度会計予算をはじめとする議案7件を予定しております。

内容につきましては、順次御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

次に、近況について御報告させていただきます。

昨年、議員全員協議会で報告させていただきました旧し尿処理施設跡地の財産処分につきましては、公募型プロポーザル方式により募集を行い、売却業者を決定いたしました。本日議案として上程しておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶及び報告とさせていただきます。

貴重な時間をいただきまして、大変ありがとうございました。



○議長（合川 哲夫議員） 日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に、13番宮野亨議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました宮野亨議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました13番宮野亨議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました宮野亨議員が議場におりますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

これにて選挙を終わります。

それでは、宮野亨議員より、副議長承諾の御挨拶をお願いいたします。

○13番（宮野 亨議員） ただいま議員各位の推挙を賜りまして、西秋川衛生組合議会副議長に就くことになりました、奥多摩町議会からの選出の宮野亨でございます。誠に光栄に存じますとともに、その責任の重さに身が引き締まる思いであります。

今後は、副議長の職務を遂行し、合川議長の補佐役として、組合の推進と議会の公正かつ円滑な運営に誠実に努めてまいり所存でございますので、前副議長と同様、格別の御協力をお願い申し上げまして、就任の挨拶といたします。

○議長（合川 哲夫議員） 日程第6、専決第1号、専決処分した西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（村木 英幸君） ただいま上程されました専決第1号について御説明申し上げます。

本件につきましては、東京都人事委員会の勧告に伴うあきる野市職員の給与改定に準じて規定を整備する必要が生じたため、令和3年11月29日付をもって専決処分いたしましたので御報告を申し上げ、承認を求めますのでございます。

内容につきましては、事務局長から説明させますので、よろしく御審議の上、御

承認を賜りますよう、お願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（森田 昭君） それでは、御説明させていただきます。

議案書を御覧ください。専決第1号、議案書の裏面が専決処分書になります。その右側ページが具体的な改正条文となっております。

本件につきましては、東京都人事委員会の勧告に伴うあきる野市の職員の給与改定に準じて、職員給与の改定のため、条文の規定を改めたものでございます。

初めに、第1条で、今回の勧告で示された期末手当0.1か月分を、令和3年度は12月期の期末手当で引き下げるため、例規集では401ページに記載の第22条第2項中「100分の125」を「100分の115」に、「100分の105」を「100分の95」に改めたものでございます。

また、同条第3項中の再任用職員の期末手当につきましても0.05か月分引き下げることから、「100分の70」を「100分の65」に、「100分の60」を「100分の55」に改めるものでございます。

次に、第2条につきましては、期末手当0.1か月分の減額分を、令和4年度以降は6月期と12月期に0.05か月ずつ配分するため、先ほど御説明いたしました改正後の第22条第2項中「100分の115」を「100分の120」に、「100分の95」を「100分の100」に改め、再任用職員の引下げ分の期末手当0.05か月分についても、令和4年度以降は6月期と12月期に0.025か月ずつ配分するため、「100分の65」を「100分の67.5」に、「100分の55」を「100分の57.5」に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了といたします。

これより専決第1号、専決処分した西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条

例の一部を改正する条例の報告及び承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(合川 哲夫議員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



○議長(合川 哲夫議員) 日程第7、議案第1号、西秋川衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者(村木 英幸君) ただいま上程されました議案第1号について御説明申し上げます。

本件につきましては、職員との均衡を図るため、東京都人事委員会の勧告に伴うあきる野市会計年度任用職員の給与改定に準じて期末手当を改正することから、規定を整備するものでございます。

内容につきましては、事務局長から説明させますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長(合川 哲夫議員) 事務局長。

○事務局長(森田 昭君) それでは、内容について御説明させていただきます。

例規集は359ページになります。

本件につきましては、東京都人事委員会の勧告に伴うあきる野市会計年度任用職員の給与改定に準じて、職員との均衡を図るため会計年度任用職員の期末手当を0.05か月分引き下げのため、規定を整備するものでございます。

初めに、第1条で、令和4年3月期の期末手当について、第6条第2項中「100分の70」を「100分の65」に改め、第2条で、令和4年度以降の9月期及び3月期の期末手当について均等の月数分を支給することとするため、第6条第2項中の支給割合を「100分の67.5」に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、第1条の規定については公布の日から、第2条の規定については令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。松村議員。

○11番（松村 哲朗議員） 11番松村です。

1点、確認のためにお伺いしますが、この影響についてお伺いしたいと思います。

当組合には、現在のところ会計年度任用職員はおりますでしょうか。また、今後の任用の予定などがあればお示してください。

以上です。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（森田 昭君） ただいまの松村議員の御質問にお答えいたします。

現在、西秋川衛生組合には会計年度任用職員はおりません。今後、パート等で必要などときには、会計年度任用職員という形で採用することもあるかとも思います。

以上でございます。

○11番（松村 哲朗議員） 結構です。

○議長（合川 哲夫議員） ほかに質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了といたします。

これより議案第1号、西秋川衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○議長（合川 哲夫議員） 日程第8、議案第2号、西秋川衛生組合施設運営基金条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（村木 英幸君） ただいま上程されました議案第2号について御説明申し

上げます。

本件につきましては、議案第3号に上程している財産の処分についての西秋川衛生組合旧し尿処理施設跡地の売却額を基金として積み立てて活用するために規定を整備するものでございます。

内容につきましては、事務局長から説明させますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（森田 昭君） それでは、御説明させていただきます。

例規集は572ページになります。

この条例は、地方自治法第292条において準用する同法第241条の規定に基づき、ごみ処理施設整備運営事業の事業期間における運営経費の平準化を図るため、西秋川衛生組合施設運営基金を設置し、管理等について定めておりますが、ここに議案第3号で上程している旧し尿処理施設跡地の財産の処分による売却金額を積み立て、運営経費の平準化を図るため、ごみ処理施設・し尿処理施設等の運営における経費を、ごみ処理施設・し尿処理施設等の運営における経費に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了といたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 討論なしと認めます。

これより議案第2号、西秋川衛生組合施設運営基金条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（合川 哲夫議員） 日程第9、議案第3号、財産の処分についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（村木 英幸君） ただいま上程されました議案第3号について御説明申し上げます。

本件につきましては、西秋川衛生組合旧し尿処理施設跡地を処分するために、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、事務局長から説明させますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（森田 昭君） それでは、内容について御説明させていただきます。

本件は、旧し尿処理施設跡地の財産の処分について、昨年、公募型プロポーザル方式により募集を行い、売却予定者が決定いたしました。

議案書を御覧いただきたいと思います。

1、売却する土地。

(1) 所在、あきる野市小川東一丁目1番7。

(2) 地目、宅地。

(3) 地積、1万4706.26平方メートル。公簿実測とも同じでございます。

2、売却予定価格、18億6842万8800円。

3、売却の相手方、東京都千代田区神田錦町三丁目19番楠本第3ビル8階KICあきる野特定目的会社。取締役、深沢樹寿。KICグループのKICアセット・マネジメント株式会社が親会社でございます。

事業内容につきましては、貸倉庫業として、物流関係等の企業に貸出しを行う会社でございます。

今後の事務の流れにつきましては、現在、土地売買仮契約中でございますが、本日、議決されれば、本契約となるものでございます。その後、土地代金の納入手続を行い、代金納入確認後、3月中には所有権移転登記申請を嘱託で行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。臼井議員。

○6番（臼井 建議員） それでは、2つほど質問させていただきます。

この内容というよりは、地元への説明という観点からの質問になります。というのも、事務局長は地元にお住まいなのでよく分かっていると思うのですが、以前ここでパチンコ屋さんが進出したときに地元と非常に大きな摩擦が起きたのです。地元の方々はいろいろなことでかなりセンシティブになっているのです。これがようやく決まったという中で、組合のほうから、町内会さんとか、地元への説明というのを、こんな企業が来るのだよとか、そういった情報を地元にもどのように説明していくのか、現時点で答えられる範囲で教えてください。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（森田 昭君） ただいまの臼井議員の質問に回答させていただきます。

まず、西秋川衛生組合といたしまして、地元との公害防止協議会という協議会を持っております。来月、3月にその協議会を開催しまして、そこで町内会の役員に今回の跡地の処分の件、それから業者名、今後の予定等について説明をする予定でおります。

以上でございます。

○議長（合川 哲夫議員） 臼井議員。

○6番（臼井 建議員） 御答弁ありがとうございました。最後に1つだけ。

地元の方々からすると、組合からの説明は本当にありがたいのですが、進出してくる企業さんとのコミュニケーションと申しますか、それを本当に求めていたのです。パチンコ屋さんのときにはそれができなかったのです。それが今も後を引いているのです。そういったことがないように地元の方々にしてほしいというのが切実な思いではあるのですけれども、そういう中で、今後、物流関係の会社に貸し出

されるというのがあると思うのですが、進出される企業さんと地元のコミュニケーションというか、そういった点についてはどのような御所見をお持ちか、最後に教えてください。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（森田 昭君） ただいまの御質問でございますが、地元との説明会は、詳細については存じてございませんが、建築前、それから建築後には地元の町内会と説明会を開いて、地元の意見をよく聞いて、その意見を反映できるところは反映していくという企業からの説明は受けております。

また、一番心配になっていると思うのですが、例えば騒音とか安全性、それから夜間等の営業はどうなるのか、その辺についても私たちも企業側へ質問をいたしました。当然、貸し出す企業には、騒音、安全性につきましては説明した上で貸出しを行うと。夜間の営業等につきましては、極力地元の意見を取り入れながら進めていきたいと。まだ企業も決まっていないので詳細は分かりませんが、今のところそういう考えでいるというようなことは聞いております。

以上でございます。

○議長（合川 哲夫議員） 臼井議員。

○6番（臼井 建議員） どうもありがとうございました。

局長は近くに住んでいますので、ぜひ情報も収集していただきながら、丁寧な対応を期待しております。ありがとうございました。

○議長（合川 哲夫議員） ほかにございませんか。大久保議員。

○5番（大久保昌代議員） 議席番号5番、あきる野市議会の大久保昌代です。

公募型プロポーザル方式により売却予定者が決定したということですが、もし差し支えなければ、何者から応募があったのか教えていただきたいと思っております。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（森田 昭君） ただいまの大久保議員の質問にお答えいたします。

公募型プロポーザル方式によって募集を行ったのは2者でございます。1者が今回決まりましたKIC、それからもう一者が使用済み紙おむつをリサイクルする取組を新たに計画しているというような会社でございました。もともとは建設、それから産廃等の業種をやっている企業でございました。

2者決まる前に、いろいろな問合せが二十数件ございました。その中には製造業とか自動車教習所などの問合せもありましたが、あそこの土地が平成30年にハザードマップで浸水区域に指定されたことから、そういうことの原因で断られた企業もございました。

以上でございます。

○議長（合川 哲夫議員） 大久保議員。

○5番（大久保昌代議員） 分かりました。ありがとうございます。

2点目の質問がまさにそのハザードマップでたしか2メートルほど浸水域に指定されていたのでしょうか。契約書の中にその辺のことが含まれているのかどうかお伺いしたかったのです。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（森田 昭君） ただいまの質問ですけれども、ハザードマップですと0.5から3メートルということなので、50センチから3メートルという区域に該当しております。

今度のKICのほうも当然そのことは承知の上で、建築する上では、例えば電気関係については3メートルよりも上に設備を設置するというような話は聞いてございます。ですから、当然その辺は承知の上で購入していただいたということになります。

以上でございます。

○議長（合川 哲夫議員） 大久保議員。

○5番（大久保昌代議員） 御説明ありがとうございます。

この地域は工場地帯でございますけれども、戸建住宅も多く建っております。臼井議員が先ほどおっしゃったように、どうか地元への情報提供を丁寧にしていただき、住民の要望もしっかり聞いた上で、手続を踏ませていただきたいと要望します。ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（合川 哲夫議員） ほかに質疑はありませんか。川脇議員。

○7番（川脇 敏徳議員） 7番川脇敏徳です。

2点ほどありますけれども、売却の相手方の特定目的会社はいつ頃設立された会

社なのか、本件のためにあえて設備した会社なのか、その点をまず最初にお伺いします。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（森田 昭君） 川協議員の御質問にお答えいたします。

先ほどもお話ししました親会社がKICアセット・マネジメント株式会社というところでございます。今回、本件の土地を売却したということで、新たにあきる野市特定目的会社を設置して、購入地で貸倉庫事業を事業者が始めるというようなことでございます。本件のためにつくった目的の会社でございます。

以上でございます。

○7番（川脇 敏徳議員） 設立はいつとなっているのですか。

○事務局長（森田 昭君） 商業登記はしているのですけれども、そこまでは把握しておりません。

○7番（川脇 敏徳議員） 商業登記は行っていると。

○事務局長（森田 昭君） 行っております。

○7番（川脇 敏徳議員） 2点目を確認します。一般的に商行為は代表取締役が行うのですけれども、ここに書いてある深澤さんは取締役なのです。実際に代表権はないのですけれども、代表取締役はどなたになるのですか。

商行為の場合は、基本的に取締役には代表権ないのです。取締役、深澤となっているのですけれども、私は代表権を持つ代表取締役の名前を聞きたいのです。

○議長（合川 哲夫議員） 代表取締役の名前ですか。事務局長。

○事務局長（森田 昭君） 代表取締役の名前は把握しておりませんので、後ほど調べさせていただきたいと思います。

○7番（川脇 敏徳議員） 基本的に取締役は代表権がないのです。代表取締役が代表権を持って商行為を行うわけですから、ここで取締役の名前を出すこと自体、私はいかがなものかなと思うのです。取りあえず後でお答えいただければ。

○事務局長（森田 昭君） そのようにさせていただきます。

○7番（川脇 敏徳議員） 私からは以上で終わります。

○議長（合川 哲夫議員） ほかに質疑はございませんか。松村議員。

○11番（松村 哲朗議員） 11番松村です。1点のみお伺いいたします。

今回、少し時間をかけて事業者を選定するという経緯に至ったのですが、その間、売却予定価格といったものの見直し、具体的には減額などはあったのでしょうか。

以上1点、お願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（森田 昭君） ただいまの松村議員の御質問にお答えいたします。

売却予定価格につきましては、前年度も行いました不動産鑑定を取った8億5700万円、今回も最低価格を8億5700万円ということで行いました。

以上でございます

○11番（松村 哲朗議員） ありがとうございます。

○議長（合川 哲夫議員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） これをもって質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号、財産の処分についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（合川 哲夫議員） 日程第10、議案第4号、令和3年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更についての件及び日程第11、議案第5号、令和3年度西秋川衛生組合会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（村木 英幸君） ただいま一括上程されました議案第4号及び議案第5号について御説明申し上げます。

議案第4号につきましては、令和3年度の西秋川衛生組合構成市町村負担金6165万8000円を減額し、変更後の負担金の総額を12億770万5000円とするものでございます。

次の議案第5号は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の補正額はそれぞれ18億4955万4000円を増額し、補正後の予算総額を33億142万3000円とするものでございます。

各議案の内容につきましては、事務局長から説明させますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（森田 昭君） それでは、御説明させていただきます。

まず、議案第4号、令和3年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更についてでございます。

議案書の表中、変更前の負担金の合計は12億6936万3000円で、6165万8000円を減額し、変更後の負担金の合計を12億770万5000円とするものでございます。

また、構成市町村別の変更額は、あきる野市が4380万4000円、日の出町が934万6000円、檜原村が312万5000円、奥多摩町が538万3000円をそれぞれ減額するものでございます。

この要因につきましては、議案第5号で御説明させていただきますが、歳入におきましては廃棄物処理手数料及び有価物の売却代の増額によるものでございます。また、歳出におきましては、契約額の確定に伴う契約差金及び執行見込み額を確定したことによるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の次のページの別紙を御覧いただきたいと思っております。ごみ処理に係る負担金の変更後のそれぞれの構成市町村の負担金の額及び負担割合等につきましては、表に記載のとおりであります。

ページ右側には、負担金算出基礎が異なるし尿処理に係る市町村別の負担金の変更の表を添付しております。

なお、別紙のそれぞれ裏面には、ごみ処理及びし尿処理の負担金算出のための基礎数値及び計算式を記載しております。

次に、議案第5号、令和3年度西秋川衛生組合会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

歳入について御説明いたします。補正予算説明書8ページ、9ページをお開きいただきたいと思っております。

(款) 01負担金でございます。議案第4号で御説明したとおり、構成市町村の負担金を6165万8000円減額するものでございます。

次に、(款) 02使用料及び手数料の補正額844万5000円は、右ページ説明欄のとおり、廃棄物処理手数料収入の増額が見込まれるためでございます。

次に、(款) 03財産収入の18億6842万8000円は、先ほど議案第3号で可決されました財産処分の収入でございます。財産処分の収入につきましては、西秋川衛生組合施設運営基金へ積立てを行います。

次に、(款) 06諸収入の補正額3433万9000円の増額ですが、右ページ説明欄のとおり、有価物売却代の増加が見込まれるため増額するものでございます。要因は、有価物のうち金属類、古紙類等の買取り価格が昨年よりも上がったためでございます。

次に、10ページ、11ページをお開きください。歳出について御説明いたします。

まず、(款) 02総務費、目01組合事務所費の補正額18億6418万6000円を増額いたします。

主な内訳は右ページの説明欄、01総務事務費につきましては、旅費等の減額及び財産処分による西秋川衛生組合施設運営基金への積立てによる増額でございます。

次の03施設管理経費につきましては、緑地管理業務委託の契約額の確定に伴い契約差金が生じたため減額いたします。

次の04職員安全衛生管理経費につきましては、職員の消化器検診の受診者の減により減額いたします。

次の40一般職人事管理経費につきましては、給料、職員手当及び共済組合負担率の確定に伴い減額いたします。

次の41再任用職員管理経費につきましては、執行額の確定により減額いたします。

次に、(款) 03廃棄物処理費、目01ごみ処理管理費の補正額40万円を減額いたします。

内訳は右ページの説明欄、02公害防止対策経費につきましては、契約額の確定に伴い契約差金が生じたため減額いたします。

03施設維持管理経費につきましては、タイヤの不法投棄が減少したため、タイヤ処分業務委託料を減額いたします。

次に、目02最終処分場施設管理費の補正額447万8000円を減額いたします。

内訳は右ページの説明欄、01最終処分処理経費のうち光熱水費につきましては、今後の執行見込み額を算出し、減額いたしました。減額理由といたしましては、浸水処理料の減少が要因であります。

第2号御前石最終処分場再生事業運営業務委託料につきましては、契約額の確定に伴う契約差金が生じたため、減額いたします。

02公害防止対策経費につきましては、契約額の確定に伴う契約差金が生じたため、減額いたします。

03施設維持管理経費につきましては、契約額の確定に伴う契約差金が生じたため、減額いたします。

次に、目03し尿処理施設管理費の補正額975万4000円を減額いたします。

内訳は右ページの説明欄、03施設維持管理経費につきましては、光熱水費の今後執行見込み額を算出し、減額いたしました。減額理由といたしましては、汚泥の搬入量が少なかったことが要因であります。

次に、汚泥再生処理センター運転維持管理包括業務委託料につきましては、委託料のうち変動費の工業薬品費等が当初の予定よりも使用量が少なく、見込み額が減少したため、減額いたしました。変動費の減額につきましても、汚泥搬入量が少なかったことが要因であります。

次の40一般人事管理経費につきましては、超過勤務等の不用額を減額いたしました。

以上、議案第4号及び議案第5号の説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） これをもって質疑を終了といたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 討論なしと認めます。

本案2件を一括議題といたしましたが、採決については個別に行います。

これより議案第4号、令和3年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(合川 哲夫議員) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○議長(合川 哲夫議員) 続いて、議案第5号、令和3年度西秋川衛生組合会計補正予算(第2号)の件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(合川 哲夫議員) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○議長(合川 哲夫議員) 日程第12、議案第6号、令和4年度西秋川衛生組合構成市町村負担金についての件及び日程第13、議案第7号、令和4年度西秋川衛生組合会計予算の2件を一括議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者(村木 英幸君) ただいま一括上程されました議案第6号及び議案第7号について御説明申し上げます。

議案第6号につきましては、令和4年度の西秋川衛生組合構成市町村負担金を12億9324万9000円に定めるものでございます。

次の議案第7号は、令和4年度西秋川衛生組合会計予算でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億7870万6000円とするものでございます。

内容につきましては、事務局長から説明させますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長(合川 哲夫議員) 事務局長。

○事務局長(森田 昭君) それでは、御説明いたします。

まず、議案第6号、平和4年度西秋川衛生組合構成市町村負担金についてでございます。

負担金総額は、表中合計欄のとおり、12億9324万9000円でございます。

構成市町村の負担金につきましては、表のとおりとなっております。

次に、構成市町村の負担金の算出基礎は、次のページの別紙を御覧いただきたいと思っております。ごみ処理に係る負担金の算出基礎でございます。負担割合は、平等割10%、人口割30%、利用割60%で決定しており、算出いたしますと、表中合計欄の計のとおり、ごみ処理に係る負担金は10億5786万6000円となっております。

では、次のページをお開きいただき、右のページを御覧ください。し尿処理に係る負担金の算出基礎が整理されております。負担割合は、平等割5%、利用割95%で決定しており、算出いたしますと、表中合計欄の計のとおり、し尿処理に係る負担金は2億3538万3000円となっております。

なお、ただいまのページの裏面には、それぞれごみ処理及びし尿処理に係る負担金の算出基礎及び計算式を記載しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

次に、議案第7号の説明ですが、別冊の令和4年度西秋川衛生組合会計予算書を御覧ください。

まず、予算編成に当たりましては、前年度に引き続き、各種業務の見直し、削減など事業全体について精査し、安全かつ安定したごみ処理及びし尿処理業務を行うための必要最小限の経費を計上いたしました。

それでは、御説明いたします。

初めに、1ページを御覧ください。予算総額は第1条のとおり、歳入歳出それぞれ13億7870万6000円となっております。

次に、予算書2ページ、3ページを御覧ください。この表は歳入歳出の款、項の総括表となります。

次に、歳入について御説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。

(款)01負担金でございますが、議案第6号で御説明しましたとおり、本年度は12億9324万9000円を予定しており、右ページ節の項目は負担金算出基礎が異なることから、ごみ処理及びし尿処理に係る負担金として区分しております。

次に、(款) 02使用料及び手数料、目01廃棄物処理手数料2500万円は、右ページの説明欄、01廃棄物処理手数料収入で個人及び許可業者がごみを直接搬入した場合の処理手数料を、昨年度までの搬入実績を踏まえ計上いたしました。

次に、(款) 03財産収入、目01財産貸付収入5万1000円は、右ページの説明欄、01土地貸付収入(ごみ処理)でございますが、東京電力の電柱貸付収入でございます。この貸付収入は3年に1回となっております。

次に、(款) 04繰越金、目01繰越金600万円は、右ページの説明欄、01ごみ処理費及び02し尿処理費の前年度繰越金でございます。

次に、(款) 05諸収入、目01雑入の5440万6000円の主なものは、右ページの説明欄、11の有価物売却代で、資源物、ペットボトルの売却代で前年の売却実績を踏まえ計上いたしました。

次に、繰入金ですが、本年度は施設運営基金からの繰入金はございません。

次に、歳出について御説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。

まず、(款) 01議会費、目01議会費ですが、議会運営のための経費で、主に議員報酬等について84万8000円を計上しております。

次に、(款) 02総務費、目01組合事務所費1億9416万6000円は、総務事務経費、施設管理経費、職員等の人事管理経費などでございます。

では、主なものについて、11ページの説明欄により御説明いたします。

初めに、説明欄、01総務事務経費ですが、主に組合の事務的経費について8105万1000円を計上しておりますが、このうち1702庁用自動車購入費は、普通車を1台所有しておりますが、購入後17年が経過しており、走行距離も約10万キロに達しております。また、不具合も多くなっていることから、自動車購入費として予算計上させていただきます。

次に、下段の2403西秋川衛生組合施設運営基金積立金は、令和4年度7000万円の積立てを行いました。

1ページめくっていただき、13ページの説明欄を御覧いただきたいと思います。02企画計画経費ですが、今年度作成予定の一般廃棄物処理基本計画策定業務委託料1398万5000円を計上しております。このうち1247一般廃棄物処理基本計画作成業務委託料は、5年ごとの見直しを行う1回目の見直しの委託料でございます。

次に、03施設管理経費ですが、主に施設内の緑地管理委託料等について936万7000円を計上しております。

次に、40一般職人事管理経費ですが、一般職員8人の給料、職員手当、各種負担金等7816万8000円を計上しております。

次に、41再任用職員管理経費ですが、再任用職員3人の給料、職員手当等904万6000円を計上しております。

次に、45地元対策経費ですが、主にゴミ処理施設及び最終処分場に係る協定により、地元自治会への交付金として162万1000円を計上しております。

1ページめくっていただき、14、15ページを御覧ください。

まず、(款)03廃棄物処理費、目01ゴミ処理施設管理費5億3728万3000円は、ゴミ処理管理経費、公害防止対策経費などがございます。

では、主なものについて、15ページの説明欄より御説明いたします。

01ゴミ処理管理経費ですが、主にゴミ処理施設の運営維持管理業務、資源化施設の処理業務委託料等について、5億3491万1000円を計上しております。この中で1292ゴミ処理施設運営維持管理業務委託料につきましては、昨年度より1億7800万程度減額しております。

要因といたしましては、施設内の機器等の法定点検、定期整備、補修や機械の更新等が昨年より少ないため、委託料が安くなる契約となっております。

次に、02公害防止対策経費ですが、主に施設内の環境調査業務委託料等について222万2000円を計上しております。

次に、目02最終処分場施設管理費8163万2000円は、最終処分場を管理運営するための経費でございます。

では、15ページの説明欄を御覧ください。01最終処分処理経費ですが、主に最終処分場の再生事業運営業務委託料等について4283万1000円を計上しております。このうち1285第2御前石最終処分場再生事業運営業務委託料等を計上しております。

次に、1ページめくっていただき、17ページの説明欄を御覧ください。02公害防止対策経費ですが、環境調査業務委託料の経費で、最終処分場から発生するガス浸出水処理施設からの処理水等の環境影響調査に係る経費について、1743万5000円を計上しております。

次に、03施設維持管理経費ですが、処分場の水処理設備の修繕料、緑地管理業務委託料等について、2136万6000円を計上しております。

次に、目03し尿処理施設管理費1億1605万5000円は、し尿処理場を維持管理するための経費でございます。

では、主なものについて、17ページの説明欄より御説明いたします。

01し尿処理管理経費ですが、処理場の管理費として109万7000円を計上しております。

次の02公害防止対策経費ですが、し尿処理施設に係る臭気、水質及び助燃剤の分析調査業務等環境調査業務委託料として241万8000円を計上しております。

次に、03施設維持管理経費ですが、光熱水費及び汚泥再生処理センター運転維持管理包括業務委託料で1億224万4000円を計上しております。

1ページめくっていただき、19ページの説明欄を御覧ください。40一般職人事管理経費ですが、し尿処理業務に従事する担当職員の人件費を923万6000円計上しております。

次に、45地元対策経費ですが、主にし尿処理施設に係る協定及び覚書により、地元町内会への交付金として106万円を計上しております。

次に、(款)04公債費、目01元金4億2838万4000円は、19ページの説明欄、01借入金元金償還経費でございます。最終処分場遮水シート工事、ごみ処理施設整備事業及び汚泥再生処理センター整備事業に係る財政融資資金及び東京都市町村振興基金等の借入に伴う元金償還金経費でございます。

次の目02利子1533万8000円は、19ページの説明欄、01借入金利子償還経費で、借入に伴う利子償還経費でございます。

最後に、(款)05予備費は、ごみ処理施設とし尿処理施設の緊急時に備え、前年度と同額の500万円を計上いたしました。

なお、20ページから27ページは給与費明細書、28ページ、29ページは債務負担行為に関する調書、30ページは地方債に関する調書となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長(合川 哲夫議員) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(合川 哲夫議員) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了といたします。

討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(合川 哲夫議員) 討論なしと認めます。

本案2件を一括議題といたしましたが、採決については個別に行います。

これより議案第6号、令和4年度西秋川衛生組合構成市町村負担金についての件を
挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(合川 哲夫議員) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○議長(合川 哲夫議員) 続いて、議案第7号、令和4年度西秋川衛生組合会計予算
の件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(合川 哲夫議員) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○議長(合川 哲夫議員) 以上をもちまして、令和4年第1回西秋川衛生組合議会定
例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和4年第1回西秋川衛生組合議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後3時04分 閉議・閉会

————— ◇ —————

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

西秋川衛生組合議会議長 合 川 哲 夫

西秋川衛生組合議会議員 臼 井 建

西秋川衛生組合議会議員 川 協 敏 徳